

世田谷区立保育園園外保育安全マニュアル

世 田 谷 区

平成16年11月17日、世田谷区立保育園において、園外保育活動中に園児が多摩川に転落し死亡するという、あってはならない痛ましく悲しい事故が発生した。

世田谷区立保育園は、この事故の重大性を厳粛に受け止め、自らの保育を改めて見直し、二度とこのような事故が発生することのないよう、子どもの生命を守り、発達を支援する体制を整備していかなければならない。

このため、園外保育活動に関して、世田谷区立保育園共通の安全マニュアルを作成した。各園長をはじめ、保育士、保育関係者は、自らの責任を強く受け止めるとともに、高い使命感と周到な準備、計画のもとに、豊かな経験を子どもたちに保障していかなければならない。本マニュアルはそのための基準となるものとして、作成したものである。

今後、保育の実践のなかで、本マニュアルを的確に活用するとともに、活動結果や保護者の意見をもとに見直し、改定を行いながら、園外保育活動の目的を実現していくものとする。

平成17年1月

I 園外保育の目的

通常の園内における保育では触れることのできない野原、公園などの自然や社会の事象について、園外において子どもたちの興味や関心を育てるとともに、それらに対する豊かな心情を培うための保育を行う。

また、公共交通機関を利用し、生活圏を広げる経験を通じて、社会の仕組みを知り、思考力はもとより適応力を身につけることとする。

II 園外保育の定義

このマニュアルにおいて、園外保育とは、保育園の敷地の外において行う保育活動を言う。ただし、午前中に出発し、おおむね 11 時ごろまでに帰園するものは散歩と位置付け、園外保育から除く。

保育園の所在地により、交通機関を利用せず、11 時ごろまでに終了する場合でも、プラネタリウムのように施設利用を主目的とする場合は、園外保育と位置付ける。

III 園外保育安全マニュアルの意義

園外保育の目的を達成するための安全・確実な手順について定める。同時に事故後の緊急時対応についても定め、職員の行動基準とする。

IV 園外保育実施条件

1 目的地の選定基準

- (1) 園外保育の場所は特性に応じて、プラネタリウムや動物園、水族館などの施設、都立・区立公園など管理体制がはっきりしている公園、一般の河川・山、というレベルに分けることができる。これら特性と年齢、体力等子どもの発達段階を踏まえて園外保育の目的に合った場所の選定を行う。
- (2) 緊急時の対応を想定し、救急車等緊急車両がどこまで乗り入れできるか確認する（特に山には注意する）。

2 目的地での活動内容

年齢、体力等子どもの発達段階や実施場所を踏まえて園外保育の目的に合った活動を行う。

3 交通手段の選定基準

園外保育の目的や子どもの年齢、体力に応じた交通手段を選定する。おおむね、借上げバスの利用は 4 歳児クラス以上、公共交通機関の利用は 5 歳児クラスとする。

4 引率体制基準

- (1) 園外保育の実施場所を 2 つに分類する。
 - ① 施設の管理責任が明確な施設。例えばプラネタリウム、動物園、美術館、公園など……引率は最低 3 名とする。

② 自然を利用した場所。例えば山、河川など……引率は最低4名とする。

※ 年齢にかかわらず、この引率者数は最低ラインとする。この数には園長、主任を含む。

※ 必要に応じて引率者を追加する。

(考慮する項目) 子どもの年齢、人数、実施場所、そこに至るまでの経路・距離、活動内容、子どもの状況、など

(2) 園長または主任が責任者となる。

(3) 事故等を想定し、事前に事故発生時の対応について共通認識をもっておくこと(役割分担を考慮しておくこと)。

(4) 事故等で園長、主任が欠けた場合における代理の順位をあらかじめ決め、その順に意思決定を行う。

(5) 園外保育は可能な限り正規職員で行う。

(6) 園長が不在の場合は、実施しない。

5 保育園の体制

(1) 園長または主任が園側責任者となる。

(2) 園外保育実施日の保育士等の出勤体制を確認し、園に残る職員について配置確認をする。

6 実施基準

(1) 園外保育は、1日に1件の実施とする。

(2) 出発から帰園までをおおむね6時間程度の範囲内で実施する。帰園時間は遅くとも午後3時ごろをめどにする。

V 実施手順

1 目的の設定

(1) 園外保育実施にあたり、その目的を設定する。

(2) 計画担当者(当該園外保育計画者)を決める。

2 実施時期・場所の確定

子どもは月齢差などで成長の度合いが大きく異なるため、実施時期や移動距離を考慮した時期・場所を選定する。

3 実地踏査

(1) 園外保育実施計画書(様式1)に行程表を作成する。

(2) 園外保育実施1ヶ月から2週間前までに実施する。ただし、必要がある場合は直近に再度実施する。雨天の場合の場所についても実地踏査を行うこと。

(3) 実地踏査は、計画担当者と引率の職員1名にて行い、なるべく実施予定時間と同時間帯に行うこと。

(4) 実地踏査実施チェック表(様式2)に基づき、調査を行うこと。地図等を活用し、必要事項を落とし込むこと。

(5) 近くの行政機関、医療機関、無線タクシー会社を調べておくこと。

(6) 危険場所、禁止場所の設定をし、自由行動の範囲を決める。

4 計画書の作成

(1) 実地踏査を元に、園外保育実施計画書に留意点、着眼点を記入する。

(2) 園外保育の出発場所、帰着場所は、保育園とする。

(3) 実施起案を作成し、保育課長の決裁を受ける。起案には上記計画書を添付する。

起案は、実地踏査終了後速やかに保育課に送付する。

デイホーム交流・図書館・畑等、経路・時間等毎回同じ内容については、起案を一つにして年間の予定を入れ、あとはその都度簡易決裁を提出する。

5 事前準備

(1) 保育園内では

ア 実地踏査を踏まえた園外保育計画書の内容について、引率者全員で打ち合わせを行う。打ち合わせには園長が必ず出席し、必要な指示を行う。

イ 園外保育計画は、園長を中心に引率者以外の職員を含め全体周知する。

ウ 車酔いしやすい子どもについて、事前に保護者との打ち合わせをしておく。

(2) 園児には

ア 引率者、グループ構成、グループリーダー、手をつなぐペアの相手、園外保育中は必要な場合はそのメンバーで行動するということを理解できるように指導する。

イ どのような場所に行くか、どのようなことに気をつけなければならないかを理解できるよう指導する。

(3) 保護者には

ア 園外保育の実施のお知らせを作成、周知する。お知らせは行程など内容をできるだけ詳しく記入する。

イ 当日の子どもの服装をカードに記入していただき、園外保育当日に提出してもらう。

ウ 園外保育前日には十分な睡眠をとるなど、子どもの健康管理に向けて協力をお願いする。

6 実施当日

(1) 注意事項

ア 出発前の注意

- ・ 園児の体調をチェックする。体調の優れない子どもについては、園で保育することや、計画変更について園長が決定する。

- ・ 当日は、ミーティングにおいて、子どもの出欠状況、注意すべき箇所等、園外保育実施計画書、園外保育実施チェック表（様式3）に基づいて、引率者間で確認しあう。

- ・ 園外保育緊急連絡カード（様式4）の欠席者の欄に線を引き、引率者で携

携帯電話を持っているものは、同カードにその番号を記入する。

- ・ 子どもの身支度（靴・ズボンの丈など）をチェックする。
- ・ 園名、園の電話番号、保育園の携帯電話番号を記入した名札を着用させる。

イ 移動手段別配慮事項（徒歩、電車、路線バス、借上バス）

	留 意 点
徒 歩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本は二人一組で、手をつないで、行動させる。当日は常に同じペアで手をつなぐようにする。ただし、階段部分（歩道橋など）は手をつながないようにする。 ・ 広い道路を渡るときは歩道橋を渡る。 ・ 引率者は道路側に付き両手をふさがないようにする。 ・ 引率者は先頭、後方、中央とあらかじめつく位置を決めておく。 ・ 動物、危険物（自動車、自転車、バイク、看板等）には触らせないように気をつける。
電 車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立っている場合の安全確保。 ・ 乗降時の安全確保を図るため、その場所に付き添って安全を確認する。 ・ ホームでは、電車から十分距離を取ること。駅では、エレベーターやエスカレーターを使用せずに階段を使用する。 ・ 電車では、状況を見て、他の乗客とぶつからないように何箇所かに分かれて乗る。
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立っている場合の安全確保。 ・ 乗降時の安全確保を図るため、その場所に付き添って安全を確認する。
借上バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ シートベルトは必ずさせる。 ・ 補助席、運転席隣の最前列は危険なので子どもには座らせない。 ・ 乗降時の安全確保を図るため、その場所に付き添って安全を確認する。 ・ バスが駐車するためにバックすることがあるので、降りたあとも気をつける。

ウ 現地に着いたら、固定遊具のチェックを行い、安全性を確かめる。

エ 子どもが興味を奪われそうな場所をあらかじめ想定し、保育士1名は必ず全体を見渡せ確認することができる場所に立つ。

オ 各出発地や、滞在が長い場合は人数確認を定期的に行うこと。

カ プログラム終了後、昼食終了後など自由時間に緊張感が緩んでしまうので子

どもの行動には十分に注意を払う。

キ 他の集団と重なった場合、帽子に目印をしたり、場所を移したりして確認をとりやすくする。

ク トイレは必ず付き添い、鍵をかけさせない。

ケ 引率者は、最初から最後まで引率し、途中で抜けることがないようにする。

コ 場所や時間の変更があった場合は、保育園に連絡を入れる。

サ 現地を出発する際は、保育園に電話を入れる。

(2) 持ち物一覧

ア 携行するもの：携帯電話、救急用品、防犯ベル、ホイッスル、帽子、名札、事故発生時等対応カード（様式5）、園外保育緊急連絡カード、園外保育実施計画書、園児服装カード

イ 園に置いていくもの：事故発生時等対応カード、園外保育緊急連絡カード、園外保育実施計画書

7 緊急時対応

緊急時の対応については、様式5のとおりとする。

(1) 事故発生時（医師の診察が必要な場合）（様式5-1）

事故発生後、職員は、緊急時に対応する者、園児の安全確保にあたる者、緊急連絡を行う者が状況に応じて役割分担を行う。緊急連絡を行う者は、119番や110番、また、保育園への連絡を行う。連絡を受けた保育園は、保護者、保育課への連絡を行う。

(2) 災害発生時（地震等）（様式5-2）

ア 災害発生時は、けが人がいる場合は、応急手当をする者、残りの園児の安全確保にあたる者、緊急連絡を行う者が状況に応じて役割分担を行う。緊急連絡を行う者は、119番や110番、保育園へ連絡をするとともに、帰りの交通機関がない場合は、最寄りの行政機関の協力を得て、避難場所を確保する。

イ 連絡を受けた保育園は、保育課への連絡とともに、保護者に連絡をする。避難場所に避難した場合は、保護者と適宜連絡を取れるようにする。

ウ 詳細は、防災ハンドブックを参照すること。

(3) 行方不明児が出たとき（様式5-3）

ア 園児の安全確保をする者を決め、緊急連絡者は保育園に連絡し、行方不明になった子どもの服装を確認する。園児の安全確保を行う者以外の引率者は近くにいる人の協力を得て探す。緊急連絡者は110番通報する。

イ 園児は帰園の準備をする。

ウ 連絡を受けた保育園は、保育課、保護者に連絡を行う。必要に応じて応援体制を組む。

8 実施後

計画担当者は、引率した職員の意見を聞き、園外保育実施結果報告書（様式6）

を作成する。簡易決裁後、実施起案と一緒に保存する。

VI その他

- ・ マニュアルについては、毎年あるいは半期ごとに見直しを行い、繰り返し改善を行うものとする。
- ・ 各園の状況に応じて、各園ごとに項目を工夫する。